

令和8年9月2日

福岡県議会議長 殿

第2次議会改革プロジェクトチーム
座長 江口 善明

第2次議会改革プロジェクトチームの中間答申について

本プロジェクトチームは、令和8年6月19日、議長から

- (1) 県議会に係る慣行等の見直し
- (2) 海外活動に係る基準づくり
- (3) 議会活動の広報の強化
- (4) その他議会改革に関すること

について諮問を受け、これまで協議を重ねるとともに、必要な調査・検討を進めてまいりました。

このうち、「県議会に係る慣行等の見直し」については、執行部との関係に係る慣行の見直しに関して、プロジェクトチームとして一定の結論に至ったことから、令和8年9月定例会からの見直しの実施に向け、別紙のとおり中間答申いたします。

なお、「海外活動に係る基準づくり」及び「議会活動の広報の強化」については、引き続き協議・検討を進め、その結果を最終答申として取りまとめる予定です。

第2次議会改革プロジェクトチーム中間答申

はじめに

第2次議会改革プロジェクトチームは、議長から諮問を受けた「県議会に係る慣行等の見直し」について協議を重ねてきた。

執行部との関係に係る慣行については、執行部から慣行の見直しに関する提案が示されるとともに、議員側においても見直しに関する意見を集約し、本プロジェクトチームにおいて双方の内容を踏まえながら協議を行った。

また、その協議の中では、議会事務局の業務についても見直しを検討すべきとの意見が出されたほか、執行部から示された見直し事項のうち、議員連盟の事務局の取扱いについても、今後の事務局機能のあり方を含め、検討が必要であるとの認識が示された。

その結果、本プロジェクトチームとして、執行部との関係に係る慣行の見直しについて一定の方向性を取りまとめるとともに、議会事務局の業務の見直し及び議員連盟の事務局の取扱いについても、今後の検討の方向性を整理した。

以上を踏まえ、「県議会に係る慣行等の見直し」について、本中間答申を取りまとめるものである。

Ⅰ 基本的な考え方

議会と執行部との関係については、二元代表制の下、議会と執行部は対等な立場にあることを改めて認識し、議員と執行部職員との間に上下関係があるかのように受け取られかねない慣行や、県民から疑念を招くおそれのある慣行については、見直す必要がある。

また、見直しに当たっては、二元代表制の趣旨に立ち返り、議会と執行部が適切な緊張関係を保ちながら、議会が監視機能及び審議機能を十分に果たすとともに、執行部職員の負担軽減にも配慮し、県民の信頼に応えられる議会運営を実現することが重要である。

このような考え方の下、執行部との関係に係る各種慣行については、公平性及び透明性の確保、県民の信頼回復並びに執行部職員の負担軽減の観点から、別紙に掲げる見直し事項に基づき見直しを進めるものとする。

2 中間答申

(1) 執行部との関係に係る慣行の見直し

執行部との関係に係る慣行については、各会派から提出された意見を踏まえて執行部において改めて見直し事項が整理され、本プロジェクトチームにおいて協議を行った。

協議の中では、見直しの具体的な内容について様々な意見や懸念も示されたが、本プロジェクトチームとしては、基本的には、執行部が示した見直しの趣旨及び方向性を尊重し、別紙に掲げる見直し事項に基づき、令和8年9月定例会から見直しを実施することが適当であると考ええる。

一方、新たな取扱いを実際に運用していく中で、不都合や課題が生じることも考えられる。このため、今回の見直しを実施した上で、運用上の課題等が生じた場合には、必要に応じて見直しを検討することが適当である。

(2) 議会事務局の業務の見直し

本プロジェクトチームの協議においては、執行部との関係に係る慣行の見直しに加え、議会事務局の業務についても見直しを検討すべきとの意見があった。

議会事務局の業務の見直しについては、単なる慣行の見直しにとどまらず、議会運営そのものに関わる事項も含まれることから、本プロジェクトチームにおいて具体的な取扱いを決定するのではなく、今後、議会運営委員会等の場において議論することが適当である。

(3) 議員連盟の事務局の取扱い

執行部から示された見直し事項のうち、議員連盟の事務局については、執行部が事務局を担わないこととした場合、今後、その事務局機能をどこが担うのかという課題がある。

また、その取扱いは、議会事務局を含めた人的体制にも関わるものであることから、単に事務局機能の移管先を決めるのではなく、それぞれの議員連盟の活動内容や事務局業務の実態についても整理する必要がある。

このため、まずは、執行部、各議員連盟の役員及び議会事務局の間で、活動内容や事務局業務の実態を整理した上で、今後の事務局のあり方について協議することが適当である。

おわりに

今回の見直しを実効性のあるものとするためには、議員自らが見直し事項の趣旨を十分に理解するとともに、議会及び執行部においてその趣旨を共有し、それぞれの立場から着実に取り組むことが重要である。

特に、執行部との関係に係る慣行については、今回の見直しを一度実施して終わりとするのではなく、実際の運用状況を踏まえ、必要に応じて検証していくことが求められる。

また、議会事務局の業務の見直し及び議員連盟の事務局の取扱いについては、本中間答申で示した方向性を踏まえ、今後、議会運営委員会等において必要な議論が進められることを期待する。

なお、「海外活動に係る基準づくり」及び「議会活動の広報の強化」については、引き続き協議・検討を進め、その結果を最終答申として取りまとめる予定である。

執行部との関係に係る慣行の見直しについて

第２次議会改革プロジェクトチームにおいて協議した結果、執行部との関係に係る慣行については、次のとおり見直しを進めることが適当である。

項目	見直しの方向性
１．議会答弁後の挨拶	答弁後の質問議員へのお礼の挨拶は実施しない。ただし、本会議での要望に関する趣旨確認等を制限するものではない。
２．常任・調査特別委員会の委員長互選時の挨拶	委員改選時の挨拶は廃止する。
３．委員会説明・発言時起立慣行	委員及び執行部ともに、着座のまま発言する。対象は、常任委員会、調査特別委員会、予算特別委員会及び決算特別委員会とする。なお、予算特別委員会及び決算特別委員会において、委員が起立して質問することは妨げない。
４．当初予算会派勉強会での各部説明時の対応	部長のお礼の挨拶は行わず、説明・回答は座って行う。
５．議会への情報提供のあり方	確定した事実について、公表と同時に情報提供を行う。
６．提出予定議案等事前説明	県民から「事前に調整（すり合わせ）を行っているのではないか」といった疑念を持たれることのないよう、議案等に関する事前の情報提供については、次のとおりとする。 ① 議会の円滑な運営に資するため、議会運営の要となる議長、副議長及び議会運営委員会委員長に対しては、代表者会議の開催前に資料を送付し、事前に説明を行う。 ② 代表者会議における議論に資するため、交渉会派の代表者に対しては、議長等への説明後、資料を送付する。

	③ その他の議員に対しては、公表と同時に、文書送付先一覧に登録されたメールアドレスへ資料を送付する。なお、資料に関する質問がある場合は、各会派で取りまとめの上、執行部に問い合わせる。
7. 提出予定議案等事前説明の手法	①説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。 ②情報提供後、会派から執行部に対し、議案等の説明や質疑応答を希望する場合は、会派ごとに集合しての説明・質疑応答に対応する。
8. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明	県民から「事前に調整(すり合わせ)を行っているのではないか」といった疑念を持たれることのないよう、委員会案件に関する事前の情報提供については、次のとおりとする。 ① 委員会の円滑な運営に資するため、正副委員長に対しては、委員会前に開催される正副委員長勉強会において事前説明を行う。 ② 委員会における議論に資するため、その他の委員に対しては、正副委員長への説明後、文書送付先一覧に登録されたメールアドレスへ資料を送付するとともに、質問がある場合は回答する。
9. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明の手法	説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。
10. 記者公表資料等の情報提供	①資料送付は一斉送信とし、架電を不要とする。 ②メールの送信先は文書送付先一覧に登録しているアドレスに限定する。
11. 議会棟における説明・情報提供等	アポ入れの連絡先を明確化する。議員ごとに、議員事務所、会派受付等のアポ入れ連絡先を指定する。
12. 議会質問の趣旨確認	議員の了承があれば、電話またはメールでのやり取り等、臨機応変な対応とする。
13. 委員会管内・管外視察における視察先の選定	視察先については、委員会において委員の協議により決定し、議会事務局がその活動をサポートする。

14. 委員会管内・管外視察における執行部の随行	執行部は委員会からの文書による案内（日時、視察場所等）を受け、同行の必要性を判断し、職位に関わらず視察内容に適切な職員を必要最小限の範囲内で同行させる。
15. 常任・調査特別委員会等懇親会	執行部の参加は年度内 1 回のみとし、費用の総額を明示した上で均等に負担する。また、参加は任意とし、執行部は二次会には参加しない。
16. 執行部が事務局となっている議連の対応	執行部が議員連盟の事務局を担う取扱いは廃止する。 なお、今後の事務局のあり方については、人的体制にも関わることから、各議員連盟の活動内容及び事務局業務の実態を整理した上で、執行部、各議員連盟の役員及び議会事務局の間で協議する。